

シンジケートカバー取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 会員は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、本所が定めるところにより、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) 本所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の募集又は売出し(以下「募集等」という。))に当たり、元引受契約を締結した証券会社又は外国証券業者(以下「元引受証券会社等」という。))が、当該募集等の予定数量のほかに、当該募集等に係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「募集等対象銘柄」という。))について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った元引受証券会社等が、有価証券の募集等の申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該元引受証券会社等の計算による募集等対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 会員は、シンジケートカバー取引又はグリーンシュューオプション(オーバーアロットメントを行う元引受証券会社等有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得できる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、本所が定めるところにより、本所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシュューオプションの行使の総数量等の報告を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年7月5日から施行し、同日以後に発行の決議が行われる有価証券の募集について適用する。</p> | <p>(シンジケートカバー取引の報告等)</p> <p>第2条 会員は、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った場合には、本所が定めるところにより、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) 本所の市場における自己の計算によるシンジケートカバー取引(オーバーアロットメント(有価証券の売出しに当たり、元引受契約を締結した証券会社又は外国証券業者(以下「元引受証券会社等」という。))が、当該売出しの予定数量のほかに、当該売出しに係る有価証券と同一銘柄の有価証券(以下「売出対象銘柄」という。))について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。以下同じ。)を行った元引受証券会社等が、有価証券の売出しの申込期間が終了した後に、当該オーバーアロットメントにより生じたショート・ポジション(有価証券の売付けに係る持ち高をいう。)を減少させるために行う当該元引受証券会社等の計算による売出対象銘柄の買付けをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 会員は、シンジケートカバー取引又はグリーンシュューオプション(オーバーアロットメントを行う元引受証券会社等有価証券の売出しに係る元引受契約の締結に当たり付与された売出対象銘柄の保有者より売出対象銘柄を取得できる権利をいう。以下同じ。)の行使が完了した場合には、本所が定めるところにより、本所にその旨及びシンジケートカバー取引又はグリーンシュューオプションの行使の総数量等の報告を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> |